社会福祉法人西条市社会福祉協議会

高等学校生修学金基金設置規程

（設　置）

1. 高等学校への就学を強く希望し、能力があるにもかかわらず経済上の理由により就学が困難な者に対し社会福祉法人西条市社会福祉協議会が実施する高等学校生修学金支給事業（以下「修学金事業」という。）の運営に要する費用の財源に充てるため、高等学校生修学金基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積　立）

1. 基金として積み立てる額は、予算に定める額とする。

（管　理）

1. 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとする。

（運用収益の処理）

1. 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して基金に編入するものとする。

（処　分）

1. 基金は、修学金事業の実施に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを

処分することができる。

（基金の廃止）

1. 修学金事業実施の結果、基金残高が少額となり修学金事業の継続が困難となった場合は、基金を廃止するものとする。

（委　任）

1. この規程に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。